

駒場東邦中学校・高等学校学費減免規程

(目的)

第1条 この規程は、駒場東邦中学校・高等学校（以下「本校」という。）に在籍する生徒で、経済的理由により就学困難な者に対する学費の減免（以下「減免」という。）に関する必要事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で学費とは、本校学則に定められた授業料及び施設維持費のことをいう。

(資格)

第3条 この規程による減免を申請できる者は、本校に在籍し、学費負担者を含む世帯の当該年度中もしくは前年度中の経済状況が、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法による生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯である者
- (2) 家計状況の急変により学費等の納付が困難となった者

但し、家計の回復状況によっては、翌年度以降も申請することができる。

(資格除外)

第4条 前項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる者は本規程による減免を申請できない。

- (1) 当該年度に休学し、学費納入を免除されている者
- (2) 学外の機関、団体から支給制の奨学金を受けている者

(期間)

第5条 減免期間は、1年間とする。次年度も減免の継続を希望する者は、次年度に改めて申請し承認を得なければならない。

(減免額)

第6条 学費の減免の額は、当該年度の、国・東京都の補助額を控除した全額を免除とする。但し、第3条第2号については、急変事由発生日以降の学費の減免に限るものとする。

(申請手続き)

第7条 当該年度の減免を希望する者は、所定の「学費減免申請書」（別記第1号様式）に別表1の各書類を添付し、別に定める期日までに学校長に提出するものとする。

(就学支援学費減免審査委員会)

第8条 減免の可否を審査するために、本校に就学支援学費減免審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、学校長、中学教頭、高校教頭、教務部長、生徒部長、事務長で構成する。

(審査)

第9条 委員会は、減免申請者から提出があった「学費減免申請書」及び証憑書類により減免の可否を審査するものとする。

2 前項の審査結果をふまえて学校長を経由して理事長に申請し、承認を得るものとする。

(減免決定の通知)

第10条 学校長は前条による理事長の承認を受け、減免の可否、減免金額等を申請者に通知する。

(取消)

第11条 減免の決定を受けた者が、次の号のいずれかに該当した時は、学校長は、委員会の議を経て、減免の決定を取り消すことを理事長へ報告する。

- (1) 申請書に虚偽の記載又は申告等があったと判明した時
- (2) 学則中学28条、高校32条により懲戒に処した者

(返還)

第12条 学校長は、申請者が前条の規定により減免の決定を取り消された時は、すでに減免した学費の支払いを求めることができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は委員会の議を経て、職員会議で報告し、学校長が理事会の承認を得て行う。

附則

この規程は、令和2年(2020年)4月1日から施行する。

【別表1】（提出書類）

（項目）第3条第1号の場合

- ① 学費減免申請書
- ② 生活保護受給証明書又は、住民税非課税証明書
- ③ その他学校長が必要と認める書類

（項目）第3条第2号の場合

- ① 学費減免申請書
- ② 給与所得者世帯にあつては、前年分の「源泉徴収票」もしくは「住民税課税（非課税）証明書」
- ③ 家計状況の急変を確認できる資料（写し）
 - （例）失職：雇用保険受給資格者証
 - 倒産：登記簿抄本
 - 破産：破産手続開始決定書
 - 離別：戸籍抄本
 - 死亡：住民票
- ④ その他学校長が必要と認める書類

(別記第1号様式)

学費減免申請書

年 月 日

学校法人東邦大学
理事長 殿

学年・ルーム 年 ルーム

住所

氏名

保護者住所

保護者氏名

学費の減免に関する規定第7条により、授業料・施設維持費を減免されますよう申請いたします。

1. 授業料の額 月 額 40,000 円

2. 施設維持費の額 月 額 2,000 円

3. 免除申請額 月 額 円

※国・東京都の補助額を控除した金額をご記入下さい。

4. 理由

学費減免の申請を希望するに至った理由として、家庭の事情等がわかる内容を具体的に記入して下さい。

.....
.....
.....
.....
.....